



| | |
|------------|--|
| 事業名 | 子ども家庭支援センターに「 ヤングケアラー・コーディネーター 」を配置し、 ヤングケアラーへの支援を強化します！ |
|------------|--|

| | |
|----------------|--|
| ここがポイント | ◆子ども家庭支援センターに専門的知見のあるヤングケアラー・コーディネーターを配置して支援体制を強化し、ヤングケアラーの早期把握と適切な支援につなげます。 |
|----------------|--|

| | |
|-----------|---|
| 概要 | <p>区では現在、各関係機関と連携し、生育環境に課題のある家庭を訪問するなどしてヤングケアラーの支援につなげていますが、令和4年度に区が実施したヤングケアラーの実態調査から次の課題が浮き彫りになりました。</p> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>子どもへの調査結果 家族などの面倒を見ている子どもが、区がヤングケアラーとして把握していた数より多い。 > 表面化していない家庭の早期把握が必要</p> </div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>高齢・障害・子育て支援事業所への調査結果 ※数値は速報値 ヤングケアラーについて、「聞いたことはあり、事業所として意識して対応している」は25.6%だが、「聞いたことはあるが、事業所としては特別な対応をしていない」が61.1%と多い。 > 各関係事業所等へのフォローと連携強化が必要</p> </div> <p>子ども家庭支援センターに「ヤングケアラー・コーディネーター」を新たに配置し、庁内関係部署におけるヤングケアラーの支援体制及び民間事業者等との連携を強化し、表面化しにくいヤングケアラーの早期把握と適切な支援につなげます。</p> <div style="background-color: #a0c0ff; padding: 5px; text-align: center;"> <p>ヤングケアラー・コーディネーター配置の概要</p> <p>業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庁内関連部署(各支所福祉総合窓口等)からのヤングケアラーに関する相談を受け、助言を行います。 ● 区民への周知及び区職員や事業所職員等支援者向けの研修を行います。 ● ヤングケアラー支援に関する関係機関とのケース検討会等の調整や、民間団体との具体的な支援等について連携を図ります。 <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 配置人数 2人(週4日勤務) ■ 配置開始 令和5年4月1日 ■ 採用形態 会計年度任用職員 ■ 要資格等 社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師の資格を有し、かつ虐待相談や生活保護ケースワーカー等福祉相談経験3年以上 </div> <div style="flex: 1; border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>相談窓口となる職員や支援者に助言・指導をするスーパーバイザーの役割を担います。</p> </div> <div style="flex: 0.5; text-align: center;">  </div> </div> </div> |
|-----------|---|

| | |
|---|---|
| 問合せ  | 課 長 子ども家庭支援センター 安達 ☎ 03-5962-7204(直通) |
| | 係 長 子ども家庭支援センター 地域連携担当 高橋 ☎ 03-5962-7204(直通) |